

一次選定評価項目

前橋市内に該当のある項目で、かつ、建設を避けるべきと判断した項目を一次選定項目とする。

N o	分類	項目	理由
1	用途地域	住居系及び商業系用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系用途地域は、住宅に係る良好な環境を保護するため定める地域である。 ・商業系用途地域は、商業その他業務の利便を増進するため定める地域である。 ・農林漁業との調和、健康で文化的な都市生活、機能的な都市活動を確保するための合理的な土地利用を理念とする都市計画への整合性を重視し、除外項目とする。
2	自然環境	国有林	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林は、国家の所有する森林である。 ・良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など重要な役割を担う森林である。 ・最終処分場の整備することにより、当該施設が存在そのものによって特に優れた貴重な自然が失われる等、自然環境保全に特に影響を及ぼすおそれがある地域のため、除外項目とする。
3		鳥獣保護区特別保護地区	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区特別保護地区は、鳥獣保護区のうち、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域である。 ・最終処分場の建設により、特に優れた貴重な自然が失われる等、自然環境保全に特に影響を及ぼすおそれがある地域のため、除外項目とする。
4		自然環境保全地域特別地区	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域特別地区は、高山・亜高山性植生(1,000ha以上)、すぐれた天然林(100ha以上)、特異な地形・地質・自然環境(10ha以上)等の地域のうち、特に保全を図るべき土地の区域である。 ・最終処分場の建設により、特に優れた貴重な自然が失われる等、自然環境保全に特に影響を及ぼすおそれがある地域のため、除外項目とする。
5		都道府県自然環境保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県自然環境保全地域は、国が指定する自然環境保全地域に準ずる自然環境を維持している地域である。 ・最終処分場の整備することにより、当該施設が存在そのものによって特に優れた貴重な自然が失われる等、自然環境保全に特に影響を及ぼすおそれがある地域のため、除外項目とする。
6		県立自然公園	<ul style="list-style-type: none"> ・県立自然公園は、県の風景を代表する傑出した自然の風景である公園である。 ・最終処分場の整備することにより、当該施設が存在そのものによって特に優れた貴重な自然が失われる等、自然環境保全に特に影響を及ぼすおそれがある地域のため、除外項目とする。
7		湿地	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地は、①水分が飽和状態の植生地、②常時・定期的に冠水する植生地、開水面、自然裸地、③常時湛水する水域及びその周辺である。 ・最終処分場の整備することにより、当該施設が存在そのものによって特に優れた貴重な自然が失われる等、自然環境保全に特に影響を及ぼすおそれがある地域のため、除外項目とする。
8		保存樹	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹は、都市の美観、風致を維持するために保存する必要があると認められる樹木で、市規則で定める基準に該当するものである。 ・最終処分場の整備することにより、当該施設が存在そのものによって特に優れた貴重な自然が失われる等、自然環境保全に特に影響を及ぼすおそれがあるため、除外項目とする。
9		保存樹林	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹林は、都市の美観、風致を維持するために保存する必要があると認められる樹林で、市規則で定める基準に該当するものである。 ・最終処分場の整備することにより、当該施設が存在そのものによって特に優れた貴重な自然が失われる等、自然環境保全に特に影響を及ぼすおそれがある地域のため、除外項目とする。
10		特定植物群落	<ul style="list-style-type: none"> ・特定植物群落は、植物群落のうち、代表的・典型的なもの、代替性のないもの、きわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどである。 ・最終処分場の整備することにより、当該施設が存在そのものによって特に優れた貴重な自然が失われる等、自然環境保全に特に影響を及ぼすおそれがある地域のため、除外項目とする。
11		文化財	史跡・名勝・天然記念物
12	自然災害	洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域である。 ・洪水は施設の安全に万全を期すために避けるべき自然災害であるため、除外項目とする。
13		地すべり地形箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり地形箇所は、地すべり変動によって形成された地形的痕跡である「地すべり地形」の分布を示した図面の箇所である。 ・地すべりは施設の安全に万全を期すために避けるべき自然災害であるため、除外項目とする。
14		活断層周辺(300m以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・活断層は、概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層である。 ・推定活断層は、地形的な特徴により活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定できないものである。 ・活断層・推定活断層による地震は施設の安全に万全を期すために避けるべき自然災害であるため、除外項目とする。 ・活断層が直下にある場合は、建築物・工作物に大きな変位を与えることが考えられる。また、活断層が直下でない限り構造物に大きな変位は与えないと考えられることから、十分な耐震設計を行うことにより対応は可能である。このため、活断層の近接地域は、活断層の直下を確実に避け、活断層に対する懸念に十分に応えるため、建築物・耕作物からの距離が300m以内の地域と設定する。
15		道路・鉄道トンネルの直上	<ul style="list-style-type: none"> ・道路鉄道トンネルの直上では、陥没の被害が想定される。 ・陥没は施設の安全に万全を期すために避けるべき自然災害であるため、除外項目とする。
16		経済面	土地区画整理事業施行区域
17	市街地再開発事業施行区域		<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業施行区域は、老朽木造建築物密集地区等で、敷地の統合、不燃化共同建築物の建築、公共施設の整備等を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業が施行される区域である。 ・最終処分場整備事業が市の別事業に干渉することは、別事業の施行に投じた経費の徒消となり不経済であるため、除外項目とする。